





昭和三十一年度一般会計国庫債務負

七  
七

同日本院において採択した莫陽刑務所等在所戦犯者の釈放促進に関する請願外四十七件の請願は、即日これを内閣に送付した。

同日内閣から、左記の者を米恤審議会委員に任命することについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

(昭和三十一年六月三十日任期満了  
による再任)

1

株式会社 楽天 安藤 義雄

同 永山 忠則  
（同日期満了の石田省全の後任）  
同 成田 知巳  
(同日任期満了の川俣清音の後任)

同 日野 吉夫  
（同日任期満了の村松久義の後任）  
参議院議員 白井 勇  
(同日任期満了の片柳眞吉の後任)

同 森 八三一

(五月二十三日任期満了)による再任)  
衆議院議員 稲富 穎人 記

<p>(同日任期満了の芳賀貢の後任)</p> <p>同 水井勝太郎</p> <p>同 松浦東介</p> <p>(五月一十三日任期満了による再任)</p> <p>参議院議員 河野謙三</p> <p>同日本院は、衆議院議員佐藤觀次郎君、同竹尾式君及び参議院議員津島壽一君が國立近代美術館評議員会評議員に就くことができるとして議決した旨内閣に通知した。</p> <p>同日本院は、衆議院議員高橋祐一君及び参議院議員宮城タマヨ君が更生保護事業審議会委員に就くことができるとして議決した旨内閣に通知した。</p> <p>同日本院は、中央更生保護審査会委員に坂野千里君を任命することに同意した旨内閣に通知した。</p> <p>○謹長(松野千里君) これより本日の会議を開きます。</p> <p>日程第一、国務大臣の演説に關する件</p> <p>内閣総理大臣から、アジア諸国及びアメリカ合衆国訪問について發言を求められております。これより發言を許します。岸内閣總理大臣。</p> <p>〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕</p> <p>○国務大臣(岸信介君) 私は、來たる五月二十日東京を出発、ビルマ、インド、パキスタン、セイロン、タイ及び中華民国の諸国を歴訪し、六月四日帰</p>	<p>田の後、さわに六月十六日東京出発、七月一日帰國の予定をもつて、米国を訪問することとなりましたが、これら諸國歴訪の途につくに当たりまして、本日ここに所懐の一端を申し述べたいと存じます。</p> <p>私は、かねてより東南アジア諸国を訪問した強い希望を抱いていたのであります。それは、アジアに対し深い関心と共感を持っており、アジア諸国との友好關係の増進強化を念願しているからにはかならないであります。わが国はアジアの一國として、アジア諸国とは地理的、歴史的、文化的に深いつながりを持っており、アジアの繁栄と平和なくしては、わが国の繁栄は望み得ないのであります。さきに、当国会の勢頭、施政方針演説で申し述べました通り、アジア諸国との善隣友好關係の確立はわが政府の外交方針の基調とするところであります。</p> <p>東南アジアの地域は、今や独立を達成して十有余の独立国となり、困難な國際情勢下にあって、幾多の障害を排しつつ、それぞれ政治的に、經濟的に、独立の完成と國民生活の近代化に向って非常な熱意をもつて邁進しているのであります。これらの建設が進むことは、アジアの自由と安定、ひいて世界の平和と人類の繁栄をもたらすものであります。これら諸國の建設が、すみやかに完成されることを念願するものであります。アジア諸国</p>
--	--

は、一昨年のパンドン会議によりまして、世界の平和維持のために大きな貢献をなされたのであります。国際社会においても、アジア諸国の発言は著しくその力を増すに至りました。今日、国際政治の分野において、アジア諸国は重要な要素であるとともに、世界平和の維持促進の上に、きわめて大きい使命を持つに至つたのであります。わが國は、今後ますますアジア諸国と協力し、世界の繁栄と平和に貢献したいと存ずるのであります。

多年の念願たる独立をかち得たアジア諸国が当面している最大の問題は、いかにしてその政治的独立に経済的裏づけをするかということであります。これらの諸国は、各国とも産業開発計画を立てて、その実施に銳意努力をいたしているのであります。産業開発には、多額の資金と技術を必要とし、これらが十分でないということは陥路となつてゐる現状であります。わが国としては、アジア諸国の経済建設には深い理解と同情の念を有するものでありまして、あらゆる面から、これら諸国の経済開発に大いに協力したいと考えております。

アジア諸国の経済開発が促進されることは、とりもなおさず、アジア諸国間の通商を促進し、アジア全体の経済発展をもたらすのみならず、世界経済の発展に寄与するものが大きいと思いま

私は、今回アジア諸国の首脳者と親しく会つて、これら諸国が、戦後苦難の道を歩みつたわが国に対し、終始与えられた好意と支援、特に我が國の国連加入についての支持に対しまして、深厚の謝意を申し述べたいと思いますが、さらにアジア人としての立場に即し、わが国とこれら諸国との親善友好関係の増進、経済協力、文化提携の促進について話し合い、アジアの興隆と世界の平和について願意なき所信の交換を行い、わが国今後のアジア外交の積極的な展開に資したい考えであります。なお、今回の旅行は、さわめて短時日をもつてする關係上、アジア諸国全部を訪問することができないのは、まことに不本意であります。私としては、訪米後、なるべく早く他の諸国の訪問を実現する機会を得たいと考えであります。

米国との協力関係を維持増進することは、サンフランシスコ平和条約により、日本が独立を回復して以来、歴代内閣が踏襲してきた一貫した外交政策であり、また、現内閣においても、この基本方針にいささかも変るところはないのであります。しかしながら、日本が、昨年ソ連との国交を回復し、さらに国連に加盟して、完全なる国際社会の一員となつた今日においては、日米の関係もおのずから新たなる段階に入ったと申さなければなりません。私の今回の訪米は、このような新たな段階に即し、あらためて今後の日米関係のあり方について、米国政府の最高首脳者と率直な話し合いをなさんとするものにはかなりません。

今後の日米両国がとるべき政策を論ずるに当つては、現在の国際情勢と今后の動向についての認識を一にすることがぜひとも必要であることは申すまでもないところであります。

私は、また、米国政府の首脳者に対して、戦争の防止と世界平和の維持に対する日本国民の強い希望を理解せしめると同時に、日米の協力関係を増進するためには、両国間に眞の相互信頼関係を築くことが欠くべからざるものであることを強調する所存であります。また、このような相互信頼関係を確立するためには、両国が基本的にいかなる政策をとるべきであるかについ

私は、米国が究極の目的とするところは、世界の平和と安全の維持であり、また、真の独立国としての日本との協力関係を増進することが米国の立場であることを信ずるがゆえに、両国間には基本的には何らの利害の対立はないと考えているものであります。私は、このような観点から、私の所信と意見を米国政府の要路者に開陳する。同時に、また、先方からも同様に率直なる意見の表明がなされることを期待しているものであります。今や完全なる国際社会の一員として、真の独立国としての立場を主張せんとする日本としては、みずからものを言うと同時に、相手国の言い分に対しても、堂々とこれに耳を傾ける様度がなければならぬと信ずるものであります。それそこでこそ、初めて真の平等関係に立脚した日米両国の協力関係が実現するものと言わなければなりません。私がさきに、日米関係が新たな段階に入ったと申したのも、まさにその意味にはかならないのであります。

すべきものである以上、一回の会談においてすべてが解決すると考えることあります。しかしながら、基本的な問題について、米国政府の最高首脳部と直接忌憚ない意見の交換を行うことにより、よりよい相互理解が達成され、今後、具体的問題についての両国の協力関係を増進するための基礎が築かれることになります。そのことが可能であることを固く信ずるものであります。（拍手）

○議長（松野謙平君）　ただいまの演説に対し、質疑の通告がござります。發言を許します。佐多忠隆君。

〔佐多忠隆君登壇、拍手〕

○佐多忠隆君　ただいま岸総理によつてなされた所信表明について、私は日本社会党を代表し、岸総理大臣を初め関係大臣に対して二、三の質問をいたします。

第一に、東南アジア諸国との関係についてお尋ねいたします。まず、この地域における経済協力の問題について、岸総理は、すでに石橋内閣の外相就任以来、当時から、東南アジア地域は日本外交の中心地であるとし、ここにおける経済協力の具体的方法を考究しておられます。そのねらいとするところは、日本の技術、工業力をもつて、アジア諸国との経済建設に協力しようとするものであります。すなわち、日本の技術、アメリカ

の資本、東南アジアの資源の三位となり、による開発をはかるとする構想だと伝えられております。岸総理の構想は果してそうかどうか、今表明されたを信では、この点があいまいにされて、査報告書を作り、それを発表をいたしました。それによれば、アメリカは最近特に对外援助を重要視し、たくさんの援助は、肝心の経済開発援助と技術援助がされ、残り半分の過半がさらに防衛主導援助、すなわち直接の軍事援助に轉じて、アメリカ上院は数日前、对外援助は、援助額のごく一部分にすぎません。しかもそれらの調査資料をもとにして、援助政策について、議会として最後の結論を次のように下しております。すなわち、対外援助は依然として継続するが、その金額は削減する。経済開発援助は、贈与をやめて借款を基準とし、条件をきびしくすると結論をいたしました。かかる傾向のときに、どんな手段でアメリカの資金を動員しようとするのか、池田大蔵大臣から直接にお答えを願いたい。

アジア諸国、特に中立主義諸国は、外国の軍事援助を拒み、政治的ひもつきの援助を警戒しております。今、よその点をどういうふうに話し合われたのか、池田大蔵大臣から直接にお答えを願いたい。

び植民地的隸属に陥る危険性を含むからであります。アメリカの資本が日本を仲介とすることは、それをアジア的に粉飾するものだと、かえつて警戒されるであります。その警戒を解く非植民地的投資をどんな形で総理は考えておられるのか。アジアの諸国、特に親歐米的諸国は、日本を介する多角的な経済援助よりも直接の二国間の援助方式を望み、むしろそれを直接に実現しつつあります。この状況の中で、日本の介入の利益と必要性を何をもつて論証しようとするのか。わが党の見解によりますと、アジア諸国に対する日本の協力は、正常貿易によって、日本の賠償と日本自身の資本による経済協力によって、地道にこれを達成する以外にありません。岸総理は、これらの点をどう考えられるのか、お答えを願いたい。

5 官 報 (号 外)  
どんな態度をとらうとされるのか、これがむしろ問題であります。岸総理の言われるアジア共通の考えに立つて世界平和に寄与するとは、どういうことを意味するのか、この点をもつと明確にお示しを願いたい。わが党の見解によれば、アジア諸国は、大勢として反植民地主義という命題では一致しております。そういう意味で、この地域は一つの連携共同体とも言えるであります。(拍手)これらの国々はあらゆる植民地主義に反対をし、民族の独立、經濟の新建設、平和的共存による平和保持などのために勇敢に闘争をいたしております。これら諸国のこのような正しい要求は尊重され、積極的に支持されるべきであります。特にこれら諸国が世界平和に貢献する役割は重視されなければなりません。そのためには、これら諸国のもろもろの水準や、社会制度や、イデオロギーの相違にもかかわらず、各國間の經濟、技術、文化の協力を一そく強め、一つの結合体とすることが必要であります。これら諸国の一いろいろな面における相違に乗じて、各國の間にくさびを打ち込み、あるいは共産ブロックに、あるいは自由ブロックに、軍事ブロック体制へ分裂させてはなりません。各方面からかかる努力が熾烈になされつある昨今、それは全力をもって阻止すべきであります。わが日本が特にその役割を引き受けるべきであります。岸総理

は、その政治的態度をそこまで推し進める勇気はないのかどうか、お尋ねをいたします。

第二に、中国との関係についてお尋ねをいたします。ただいまの所信表明においては、岸総理は、この問題について何ら触れられません。しかし現在アジアの問題として、さらには世界の問題として、特に日本をめぐる国際問題としてこれまでに一言も触れないことがあります。まことに致命的な欠陥と言わざるを得ません。

そこでまず中共貿易について。わが国の最も基本的な経済的必要は、貿易の拡大であります。日本の生きる道は貿易以外にはありません。しかもアメリカとの片貿易を是正し、わが国の經濟自立を達成し、貿易規模を拡大して、經濟の繁栄をもたらすためには、中国との貿易の必要なことはここにちよちよを要しません。中国側もまた、論を持ちません。ことに建設資材や機械の需要は非常に大きいものであります。日本はここに輸出市場を求むべきは論を持ちません。しかるに、ココム、チンコムの対中共輸出制限の措置がとられているために、日中の貿易はなかなか進みません。これが今もなお続けられていることは、非現実的であります。不都合千万であります。この制限

はすみやかに撤廃るべきです。少とも大幅に緩和されることを要求するべきであります。現にパリで開かれておるチノコムの会議では、この制限緩和をめぐって、アメリカの提案と西欧諸国との要求が対立をして難航しております。日本はイギリス、フランス、西ドイツなどとともに、いな、むしろその先頭に立つて、制限の撤廃または緩和を主張すべきであります。しかるに事実は、ようやく西欧諸国とのあとからよちよちとついて行くといふ醜態を演じております。この態度は、すみやかに改められなければなりません。パリ会議においてはもちろん、アメリカ方面において、アイゼンハワー大統領やダレス国務長官と直接にされを討議し、要求を実現すべきです。岸総理は、イギリスのマクミラン総理がパリ会議で要望した以上に、強力に主張しなければなりません。岸総理にその觉悟があるのかどうか、はつきりお答えを願いたい。(拍手)

次は、日中國交回復について。岸総理は、日中貿易は盛んにしたいが、今、中共と政治的に接近する意思はない、外交関係を結ぶ考はない、台湾は国連の線に沿つて行くと、しばしば述べられました。国連の線に沿うこと

が、自由国家群の指導者であるアメリカに追随をすることであるならば、岸総理の方針、すなわち国連加盟後はそ

の一員として、自主独立の外交を展開する」と呼号したことと全く反します。また、事實上の問題としては、中國の本家は中共政權であり、国民党政府の立場は、そのうちに弱まつて行くところ、日中國交回復の問題は、時間が経過するごとに岸総理はとられるもののように察知されます。もしそうだとすれば、政府の態度として、不明確、無方針ではなはだしいと言わざるを得ません。岸総理の真意は一体どこにあるのか、明確な答弁を要求いたします。わが公會党ほどはつきりした態度はとれないので、少くともアメリカに向つては、米中接近、日中友好こそが、かえつてアメリカ、日本、そして自由華國の利益になり、平和を守るやうなふうであると説得をすべきでしょう。日本が米、中の間に入つて、その仲介の労をとつてもいいと申し入れるべきです。それならわが社会党も、文字通り超党派的に協力をいたします。

また、さらに進んでは、インド、チベット、パキスタン、ビルマ等と共同して、その役割を果すべきことを、この絶好の機会に各國に提案したらと思いますが、總理はそれだけの決意はできぬのかどうかお尋ねをいたします。日中國交の正常化について、わが黨の見解は、さきに派遣した親善使節団と中國側との共同コミュニケに明らかであります。すなわち兩国の地理

的、歴史的関係と、現在の諸情勢に  
んがみ、日本と中華人民共和国とが、  
政府間においてすみやかに正式かつ、  
面的に国交を回復すべき段階にきた  
とを認め、両国の長期にわたる積極  
な協力関係を打ち立てることが、  
範団は、二つの中国の存在を認めず、  
懸案を好意的に解決する基礎であると  
の意見の一一致をみました。われわれは  
範団は、二つの中国の存在を認めず、  
台湾の処理は中国の内政問題であり、  
台湾をめぐる国際緊張は、関係諸国会  
同で平和的に解決されることを切望す  
る。國連における代表権は、中華人民  
共和国に對して承認さるべきであると  
のわが党の基本方針を説明しました。  
中国政府は、これらの主張を歓迎いた  
しました。わが党は、この方針をアーヴィ  
メリカにも説明をし、説得を試みるへ  
もりであります。岸総理は、これなど  
う考えられるのか、その判断をお聞き  
したいと思います。(拍手)

再検討をすべき時期、段階にきたと、しばしば言明されました。それをどうするに再検討をされたのか、その背景をなす極東情勢の変化をどう判断をされたのか、ここで表明された所信に言ふ、現在の国際情勢と今後の動向について、アメリカと一にすべき認識とは、その内容はどんなものなのか、明確に表示しを願いたい。同時に総理は、これまでの言明では、しかし今直ちにこれらの条約を改訂する時期ではないとして、問題を逃げておられます。これでは、総理の態度、方針は、いよいよ不明確になり、国民はますます混迷に陥らざるを得ません。アメリカでは、そのようなあいまいな態度は許されないでしょう。今度の日米会談は、今、所信を表明された通り、具体的な問題の交渉でもなければ、両国の個々の懸案を解決することを目的とするものでもない。大局的見地に立つて基本的問題を論議することでありましょう。しかしそれは、一般的、抽象的ではなく、特殊具体的でなければなりません。特に日米会談においてはそうでなくなりません。さすがに総理も、それを予想しながら準備をされたもののようにです。これまで開かれなかつた国防会議をたびたび開き、その第一議題である国防の基本方針は、すでに確定をしたと伝えられております。その方針とは一体どんなものなのか、また、アメリカで説明される前に、日本

の国民に、この国会を通じて示されることを嚴重に要求をいたします。(拍手)これらの問題をアメリカでは、どういうふうに扱おうとされているのか、あわせて明確に御説明を願いたい。

さらに、国防会議は、進んで第二の議題である長期防衛計画の策定も準備を終えたと言われております。その内容はどんなものか、そのこまかいところでは未確定だというならば、その基本構想はどうなつか、それらについて岸総理と小瀧防衛庁長官の詳細な答弁を求めます。

池田蔵相は、かつて吉田総理の特使としてワシントンにおもむき、長期経済政策と長期国防計画についてロバートソンなどと会談をし、論議を尽してこれらました。その後の日本経済の発展、最近の実情、今後の経済の見通し、その他政治的、軍事的、国際的情勢の変化等から考えて、当時の経済政策や長期国防計画は相当改変をなさるべきものと思われるかどうか、考えるべきものと思われるかどうか、変えるとすれば、どう改めたらいいと考えられるのか、池田蔵相に、それらの点の詳細な説明を求めておきます。

岸総理の示された所信からうかがえば、現在の日米関係においては、日本には自主性がない、少くとも自主性に欠くるところがあることは、これを認められるものとのようあります。だから、独立の完成とか、自主外交の確立、軍事基地の撤去を求める、自衛隊の

とか、日米関係の再検討とかが岸総理の口からも呼ばれるでしょう。が、それが誰がでけるような自衛力の増強や、その他のいろいろの準備が必要になると言えます。これは、軍備を増強し、そのため憲法改正をし、国家機密保護法等を制定し、再軍備体制を確立することにはかなりません。日本は、かかる姿においてアメリカと日本を中核とする極東にはアメリカと日本を中心とする軍事同盟を確立することに通じます。そしてアメリカの原子兵器戦略体制への再編成に応じて、原子兵器が日本に持ち込まれ、原子力部隊の配置が强行されることは火を見るよりも明らかであります。岸総理は、事態のかかる推移を考慮に入れながら、なおかつ軍事的原子弹反対を主張し得るのかどうか、この点は特に明瞭にされることを要求をいたします。核兵器に反対をし、日本民族を全滅導く原子弹戦争から守るためにには、もはや社会党の主張に従うほかないであります。わが社会党が常に主張し続けているように、日本国内における外國駐留軍の撤退、軍事基地の撤去を求める、自衛隊の

ところがございます。しこうして私が所信に申し述べましたように、いざ成するために経済開発計画といふものを持つております。私どもは、あくまでこの各団の持つておるところの經

濟開発計画といふものに、このわれわれが謙虚な形において協力できるもの

を協力して行く、そうしてこれを完成せしめるというのが根本的な考え方であります。従って、今われわれの方

で勝手に、三位一体の方式がどこにも適用されるんだ、あるいはわれわれがそういう計画を立てて、これを現地

に、各国に押しつけるような考え方

は、根本において私は誤まっていると思います。あくまでも、これは国々の国民なり政府なりが希望する形において、最も有効なる協力をわれわれは惜しまない、ということが必要であると思

うのであります。(拍手)

日本が、それで経済的にどういう具体的の方策を持つかといふ第二の御質問の点であります。私は今申し上げました根本の考え方に基いて、東南ア

ジア諸国がすでに持つておるいろいろな経済開発計画に沿うところの計画、

具体的の計画がございます。これらにつきましては、その国々の希望に沿うてこれらを研究しております。そし

て、われわれはそのプロジェクトに応じて、具体的に日本が協力するところ

の方式なり、形なり、内容なりといふ

ものを個々に検討し、これに応ずるよう現に施策を進めています。これを進めて行くことが、私は最も適当な方法であると思います。（拍手）

次に、政治的の見地から、このアジア諸国に対して、日本はどういう立場をとつて臨むかという御質問でござります。こうしてアジアにおいては、同じアジアといふけれども、この中においては政治的に立場を異にするものがあり、いわばこれが分裂を策するような外部的の力も働いておる、こういう際に立って、日本はどういう政治的な考え方であつて、これに臨むべきかと、いう御質問であります。御意見のように、現在のアジアにおきましては、大きく言つて二つの分れがござります。

また、私が今回たずねる六カ国につきましても、大体におきまして大きく分けた二つの傾向があると思います。しこうして、そういうことであることは、私は非常に遺憾なことであると思つております。あくまでもわれわれがアジアに位し、アジアの日本として長い歴史的深い関係を持つておるこれらの方々が、いろいろな関係があるとは言え、共通に、また協力によつてのみ解決されるところの幾多の問題を持つておられるということは非常に遺憾であると思います。私は日本の立場はあくまでも自由民主主義の立場を堅

私は世界のこの大勢が、東西二つの陣営に對立しておるとか、その間に緊張があるとか、あるいはまたアジア諸国との間にも、そういう二つの流れがあるて対立しておるということを、この自由民主主義の立場から、この緊張を緩和することが日本の使命であると私は信じております。（拍手）

次に、中国問題についての御質問でござりますが、中国問題につきまして、過殺、社会党の諸君が中国をいわゆる親善使節としてたずねられまして、いろいろな共同コミュニケを発表になつておること、また私は、お歸りになつたときに詳しい御報告も聞いたのでありますが、この中華人民政府を直ちに承認し、これと外交関係を開けといふ社会党の御主張に対しましては、遺憾ながら私は根本的に考え方異にするものであります。現在の状態においては、私はそういう段階に達しておるとは思はないのであります。それは、先ほどもお話をありましたが、われわれは国際連合に加盟して、そうしてその一員として、われわれは世界の平和を増進することに各国と協力するという態勢をとつておりますが、国際連合の現状は、この中華人民政府の代表権を認めない状況であり、また、過去において侵略の決議をいたしておる、それを取り消してもおらないよう

な状況でありまして、こういう状況のもとにおいて、私は直ちに認めろといふことは、責任ある政府としては、とうていできないところであると言わなければならぬと思います。（拍手）

次に、中國貿易の増進の問題につきましては、私どもも、この中国との間の貿易を増進しなければならぬ、それを増進する上において、ココム、チンコムのこの制限が非常な支障をなしておるという事実につきましては、お考えと同様であります。従つて、この制限を将来緩和しなければならぬ。少くともチャイナ・ディフェレンシャルといふものをなくしなければいかぬという主張を、一貫して米国及びこれに参加しているところの西欧諸国に提議をいたして参つております。最近アメリカが、これがある程度緩和する提案をいたして参つておりますが、私どもの主張との間には相当まだ大きな開きがござります。従つて、私どもは従来とつてきた方針を一貫して、あらゆる機会にアメリカの反省を求め、またコムの取りきめに加盟している西欧諸国と緊密な連絡をとつて、日本の主張の実現に努めております。決して西欧諸国のあとをついてといふような問題ではなくして、日本にとつてきわめて重要なこの対中國貿易問題についての制限につきましては、日本の立場から強くわれわれの主張をいたしております。将来もする考え方でございます。

次に、アメリカとの会議において、安保条約、行政協定の改正についての御質問であります。これは私がしばしば私の所信を申し述べました通り、私は社会党の諸君とは非常に根本的に考え方を異にするのは、安保条約体制といふものを今廢棄してこれをなくすという考えは、私は現実に即しないものだと思います。特に社会党で、これにかわるものとして、日、中、米、ソを中心とする集団安全保障体制を作り上げべきであるというこの御議論は、私はあまりにも現在の国際情勢の実情とかけ離たつたことである。こういうことができるようであれば、私はおそらく安全保障体制そのものすら要らなくなつた時代であろうと思うのであります。こういうことは、きわめて私は国際の実情、実際に合つておらないと言わざるを得ないと思います。

次に、国防方針及び長期国防計画について御質問がございましたが、国防会議を最近一回開きました。そこにおいて、国防の基本方針についての議論をいろいろ交換いたしましたが、結論はまだ得ておりません。最近においてさらに第二回を開いて、この国防に関する基本方針というのを一つきめたい、こういう考え方であります。長期国防計画についても準備は進めておりませんけれども、まだ国防会議において審議される段階になつております。長期国防計画についても準備は進めておりますよ

に、私自身がこの国防に関する基本方針や長期国防計画についての国防会議においての審議を促進するようて要求してきておるのは、決してアメリカ政府にこれを示すために私は急いでいるわけではないのであります。従来、こういうものがきまらず、予算の編成やあるいはこの防衛に関する各種の議論を生ずる原因が生じておるのであります。

まして、こういうことがはつきりと国民に示され、国民がそれを理解し、これに対して協力するという態勢が作られなければ、眞の自衛の目的は達せられないと思うからであります。

なお、この安全保障条約等の改訂につきましては、私は、廢棄はしないが、これが結ばれた当時は、日本自身の自衛力といふものはゼロであったし、また国際連合にも加盟しておらなかつた。しかしその後、この国防力を、自衛力を増強するという、その方針のもとにやって参りまして、不完全ではあるけれども、ある程度の日本自身の何は、相当な程度において、少くとも日本の防衛についてある程度責任を持つ得るような状態になつておる現在においては、これが再検討されるといふことは当然であり、また国際連合に加盟し、われわれは将来の理想として、国際連合による集団安全保障体制

## 官外(号)

こう考へておる考へから申しますと、これを再検討して、より合理的な基礎においてこれを改正する必要があると、こういふ意味において、私は再検討をしたいと思うのであります。なお、この問題に關して、いわゆる双條約にして、海外に派兵するところの海外派兵の責務を負うのではないかとか、あるいはこの機会に軍事同盟を結ぶような意図はないかとか、あるいはこの機会に軍事同盟を結ぶような意図はないかとか、あるいは原子力部隊を日本に駐留することを認めることなどあるのでしょうか。いかといふうな御質問でございまして、これらにつきましては、私は明確に申しておりますが、一切そういうことはございません。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

ただいま日本に来ておられます世界開発銀行総裁ブラック氏と私の話のうちには、東南アジアについてどんなことを話したかといふ御質問でござります。御承知の通り、世界開発銀行は、六十数カ国のが出資して世界の各地の開発を考えておるのでございます。従いまして、開発銀行の総裁が、特定の国と話し合って、特定の地域、國に対し、特別の措置を講ずるということがあります。しかし、開発銀行は、やはり世界の開發を志し、ことに東南アジアの開発につきましては十分関心を持つておるこ

とは事実でございます。私いたしましては、たまに申し上げましたようない状況でござりますので、東南アジアの開発が世界の開発にぜひ必要であるとすれば、特殊の關係にある日本の開発をまず援助して、そうして日本が東南アジアの開発に役立つようにすべきであるといふことを話しまして、先方の大体の了解を得たのでござります。では、私は、世界開発銀行と日本と東南アジアの三角關係は結ぶべきではないかといふふうな御質問でございまして、これが独自の考へで東南アジアの人々の考へに沿って開発して行きたい、こういうことに相なつておるのでござります。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。(拍手)

なほ今から五年前に、私が個人の資格でアメリカ、ヨーロッパを回りました。途中アメリカにおきまして要路の人々といろいろと話をいたしました。そのときは個人の資格でござります。そうしてまたこの間の会談は、公表しないともうことになつております。そこで、事柄が古くもござりますから、今回、大臣としの答弁は御遠慮申し上げたいと思います。(拍手)

○國務大臣(小瀬義君) 長期防衛計画についてお答えいたします。外務説明があつた通りでござります。

○國務大臣(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の發言は終了いたしました。質疑は、終了したものと認めます。

## 〔参考〕

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約

北太平洋の他の水産生物資源の生産性との関係に妥当な考慮を払つた上で、その区域のおつとせいの總頭數を毎年最大限度の獵獲が得られるような水準に到達させ、かつ、維持することができるよう、そのおつとせいの資源の最大の持続的生産性を達成するため有効な措置を執ることを希望し、

参議院議長 益谷 秀次  
昭和三十二年四月二十七日

参議院議長 松野鶴平殿

右は本院において承認することを認決した。  
よつて國会法第八十三条により送付する。

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について、日本

主張法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、國会の承認を求める。

承認を求めるの件

北太平洋の他の水産生物資源の生産性との関係に妥当な考慮を払つた上で、その区域のおつとせいの總頭數を毎年最大限度の獵獲が得られるような水準に到達させ、かつ、維持することができるよう、そのおつとせいの資源の最大の持続的生産性を達成するため有効な措置を執ることを希望し、この措置を決定するためおつとせいの資源に関する十分な科学的調査を行

うことが必要であると認め、また、これらの目標に到達するため国際的協力を取り組むことを希望して、次のとおり協定する。

**第一条**

1 この条約の適用上、「おつとせいの海上漁獲」とは、方法のいかんを問わず、海上でおつとせいを獵殺し、捕獲し、又は狩猟することをいう。

2 以下に使用される「各年」、「年次」及び「毎年」にいう年とは、条約年度、すなわち、この条約の効力発生の日から始まる年度をいう。

3 この条約のいかなる規定も、領水の限界又は漁業管轄権に関する当事国の立場になんらの影響も与えるものとみなしてはならない。

**第二条**

1 この条約の目標に到達するため、当事国は、次のことを決定を目的として、必要な科学的調査計画を調整し、かつ、北太平洋のおつとせい資源の調査に協力することに同意する。

(a) おつとせいの総頭数を毎年最大限度の獵獲が得られるような水準に到達させ、かつ、維持することができるよう、おつとせい資源の最大の持続的生産性を可能にするため必要な措置をとる。

(b) おつとせいと他の水産生物資源との間の関係並びに、いかかに当事国が実質的に漁獲してい

る他の水産生物資源に対する影響の有無及びその程度

(a) 各おつとせい群の大きさ並びにその年齢別及び性別組成

(b) おつとせいの総頭数の現在及び将来の水準における異なる年齢群の自然死亡率並びに年齢別又は体長別の各級への年少群の補充量

(c) 各群に関する、各年の獵殺数の変化並びにその年齢別及び性別組成の変化が補充量の大きさに与える影響

(d) おつとせいの回遊経路及び越冬区域

(e) 回遊経路及び越冬区域において発見された群別のおつとせいの頭数並びにその年齢及び性別組成の変化が商業的漁獲に及ぼす影響の程度

(f) おつとせいの食習性が魚類の損害

(g) この条約の目標への到達に連する他の事項で第五条1の規定に基づいて設置される委員会が決定するもの

3 この条約に掲げる調査を促進するため、各当事国は、この条約の効力発生後の各年において、この

に従つて修正される附表に定める計画を実施することに同意する。

前記の附表は、その修正とともに、この条約の不可分の一部と認められる。

**第四条**

4 各当事国は、委員会に対し、毎年、  
 (a) 繁殖区域ごとに標識を附した  
 おつとせい黒色乳幼獣の頭數  
 (b) 海上及び各繁殖区域で捕獲した性別及び推定年齢別によるおつとせいの頭数並びに、  
 (c) 陸上及び海上で回収された標識

に関する情報並びに、できる限り、科学的調査のために適当な他の情報で委員会が要請するものを提供することに同意する。

5 当事国は、また、科学者の交換のための措置を執ることに同意する。その交換は、そのつど、直接に関係のある当事国間の相互の合意によつて行われるものとする。

6 当事国は、この条に定める科学的海上調査のため、政府が所有し、又はより船している船舶で、それぞの当局の厳格な管理の下に運航するものののみを使用することに同意する。各当事国は、海上

調査の実施を含むこの条約の目的達成のため、第二条3及び附表に定める場合を除くほか、自國の管轄権の下にあるすべての者及び船舶がベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む北緯三十度以北の太平洋においておつとせいの海上漁獲を行うことを禁止することに同意する。

**第五条**

1 各当事国は、各自の調査の費用を負担する。調査中に捕獲するおつとせいの獣皮に対する権原は、その調査を行つた当事国に帰属する。

2 公式記録における資料によりコマンダー群繁殖場のおつとせいの総頭数並びにその年齢及び性別組成の減少して五万頭を下るときは、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、おつとせいの頭数が五万頭をこえるまでの間、おつとせいの商業的獵殺及び獣皮の割当を停止することができる。この規定は、また、ロブン島のおつとせい群についても、その獣群の総頭数が五万頭を下るときは、適用される。

3 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、前記の獵殺を停止するとときは、その旨を他の当事国に通報するものとする。この場合には、委員会は、その獵殺停止の期間中西太平洋における科学的目的ためのおつとせいの海上漁獲の水準

を引き下げるかどうか、又はその海上漁獲を完全に停止するかどうかを決定する。

4 この条約が実施されて第二年度が経過した後は、委員会は、受領した科学的資料に基く結論に従つて、2に定める基準数を修正することができる。この修正が行われたときは、2の規定は、そのように改正されたものと認められる。

委員会は、そのような各改正及びその効力発生の日を各当事国に通知するものとする。

**第六条**

1 当事国は、各当事国について一人の委員からなる北太平洋おつとせい委員会を設置することに同意する。

2 委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 第二条1に定める目標に到達するように立案された調査計画を作成し、かつ、調整すること。

(b) 各当事国に対し、それらの調整された調査計画を実施するよう勧告すること。

(c) 前記の調整された調査計画の実施の結果得られた結果を研究すること。

(d) 前記の調整された調査計画の実施の結果得られた結論を基礎として、当事国に対して適切な

措置(獸群についての獵期こと  
の商業的獵殺の數に關する措置  
並びにその性別及び年齢別組成  
に關する措置を含む。)を勧告す  
ること。

(e) この条約の効力発生後の第五  
年度の終期に、及び、第十三条

4 の規定に基きこの条約の効力  
が延長されたときは、その後の  
年に、この条約の目標に到達す  
るため最も適しておつとせ  
いの獵獲の方法を当事国に勧告  
すること。前記のその後の年  
は、第十一條に定める第六年度  
の初期の会合において当事国が  
定めるものとする。

3 委員会は、この条約が実施され  
て第一年度が経過した後は、附表  
に定める調査計画を委員会の科学  
的結論に従つて修正することがで  
き、その修正を行つたときは、附  
表は、そのように改正されたもの  
と認められる。委員会は、そのよ  
うな各改正及びその効力発生の日  
を各当事国に通告するものとす  
る。

4 各当事国は、一個の投票権を有  
する。決定及び勧告は、全会一致  
の投票により行われる。獸群に  
ついての獵期ごとの商業的獵殺  
の数に關する勧告並びにその性別  
及び年齢別組成に關する勧告につ  
いては、第九条の規定に基き当  
事国は、第三条の規定を実施す  
るため、次のことに同意する。

第六条

1 いすれかの当事国の正当に権限  
を与えられた公務員が、水産生物  
資源を採捕するための裝備をした  
船舶でいすれかの当事国の管轄  
権の下にあるものが第三条に定  
められたとせいの海上獵獲の禁  
止に違反していると信ずるに足り  
る相当の理由を有するときは、そ  
の公務員は、他の國の領水内におけ  
る場合を除くほか、その船舶に臨  
み、及びこれを搜索することがで  
きる。その公務員は、自國政府の  
権限のある当局が發給する英語、  
日本語及びロシア語で作成された  
特別證明書を携行しなければなら  
ず、かつ、その船舶の船長の要請  
があつたときは、その證明書を提  
示しなければならない。

2 前記の公務員は、船舶又はその  
船舶にあるいすれかの者が禁止に  
違反していることをその船舶の搜  
索後なお信するに足りる相当の  
理由を有するときは、その船舶を  
拿捕し、又はその者を逮捕するこ  
とができる。その場合には、その  
公務員が属する当事国は、その船  
舶又はその者について管轄権を有  
する当事国に対しできる限りすみ  
やかにその拿捕又は逮捕を通告し、  
かつ、その船舶又はその者を、そ  
れらについて管轄権を有する当事  
国に運搬しなければならない。

第七条

1 いすれかの当事国は、いかなる者又は船  
舶に対しても、第三条に定める禁  
止を犯す目的のために自國の港湾  
又はその領域のいすれの部分をも  
使用させないことに同意する。

2 各当事国は、さらに、第三条に  
いう北太平洋の区域において捕獲  
されたおつとせいの獸皮(繁殖区  
域でソヴィエト社会主義共和国連  
邦又はアメリカ合衆国が捕獲した  
もの、附表に従つて調査目的のた  
め海上で捕獲したもの、第七条の  
規定に基いて捕獲したもの、第六  
条の規定に基いて没収されたも  
の及び意図せずに捕獲して当事國  
の所有に歸したものを除く。ただ  
し、それらの除外されたすべての獸  
皮は、関係当事国(の當局が正式に

該獸群から得られる獸皮の配分に  
参加する当事国のみが投票する。

5 委員会は、その委員のうちから  
一人の議長及び他の必要な役員を  
選出するものとし、また、その事  
業を運営するための手続規則を探  
択するものとする。

6 委員会は、みずから決定する時  
及び場所において年次会合を行  
う。追加的の会合は、委員会の二  
以上の委員が要請したときに行  
う。第一回の会合の時及び場所  
は、当事国間の合意により決定す  
る。

7 委員会の各委員の経費は、各自  
の政府によつて支払われる。委員  
会の共同の経費は、当事国が平等  
の分担金により支払うものとす  
る。各当事国は、また、第六条5  
の規定に基き没収したおつとせ  
いの獸皮の価額に相当する金額を毎  
年委員会に提出しなければなら  
ない。

8 委員会は、その活動に關する年  
次報告を当事国に提出しなければ  
ならない。

3 前記の者又は船舶が属する当事  
国(の當局のみが、第三条及びこの  
条の規定に基いて生ずる事件を裁  
判し、並びにそれに関連して刑罰  
を課する管轄権を有する)が要請  
したとせいの海上獵獲に從事するもの  
に對しては適用されないものとす  
る。ただし、これらの狩獵者が他の  
者に獸皮を引き渡す契約を結んでい  
ないことを条件とする。

4 違反を立証するために必要な証  
人又はその証言及び他の証拠は、  
それらがいすれかの当事国の裁判に  
下にある限り、当該事件の裁判に  
つき管轄権を有する当事国(の當局  
に対し、妥当な限りすみやかに提  
供されなければならない。

5 拿捕された船舶内で発見された  
おつとせいの獸皮は、当該事件の  
裁判につき管轄権を有する当事国  
の裁判所その他(の)当事国(の當局)  
の決定により没収されるものとする。

6 禁止に違反した者に課した刑罰  
措置に關する完全な詳細は、刑罰  
を課した後三箇月以内に他の当事  
国に通報しなければならない。

7 委員会は、おつとせい資源又は  
委員会の運営に關するいかなる問  
題についても当事国に隨時勧告す  
ることができる。

8 委員会は、その活動に關する年  
次報告を当事国に提出しなければ  
ならない。

9 委員会は、おつとせい資源又は  
委員会の運営に關するいかなる問  
題についても当事国に隨時勧告す  
ることができる。

10 各当事国は、第三条にいう  
区域でソヴィエト社会主義共和国連  
邦又はアメリカ合衆国が捕獲した  
もの、附表に従つて調査目的のた  
め海上で捕獲したもの、第七条の  
規定に基いて捕獲したもの、第六  
条の規定に基いて没収されたも  
の及び意図せずに捕獲して当事國  
の所有に歸したものを除く。ただ  
し、それらの除外されたすべての獸  
皮は、関係当事国(の當局が正式に

印を附して正当に証明しなければならない)の自國の領域への輸入及び搬入並びに同領域内における取引を禁止することに同意する。

第九条

1 各当事国は、各獵期に陸上で商業的に捕獲されるおつとせいの獸皮の総数のうち、數及び価額の双方から見て次の百分率に相当する獸皮が各獵期の終りに引き渡されることに同意する。

ソヴィエト社会主义共和国連邦  
から

力ナダヘ 十五パーセント

日本国へ 十五パーセント

アメリカ合衆国から

力ナダヘ 十五パーセント

日本国へ 十五パーセント

2 各当事国は、受領当事国の権限を与えられた機関に対し、前記のおつとせいの獸皮を捕獲の場所又は両当事国間で相互に合意する他の場所において引き渡すことに同意する。

3 西太平洋における海上調査の直接及び間接の費用を一層衡平に分担するため、次のことが合意される。

(a) 商業的獵殺がコマンダー群島及びローベン島の双方の獸群について行われ、かつ、西太平洋の区域内の海上調査がおつとせい二千頭以上の水準で行われる各年ににおいては、

(1) カナダ及び日本国は、1に定めるソヴィエト社会主義共和国連邦によるおつとせいの獣皮の引渡を受けないこと並びに

(2) アメリカ合衆国は、1に定めるカナダ及び日本国に対する引渡をそれぞれ三百七十五頭分の獣皮だけ増加すること。

(b) 商業的獵穀がコマンダー群島又はローベン島のいずれか一方の獣群のみについて行われ、かつ、西太平洋の区域内の海上調査がおつとせい千頭以上の水準で行われる各年においては、  
(1) カナダ及び日本国は、1に定めるソヴィエト社会主義共和国連邦によるおつとせいの獣皮の引渡を受けないこと並びに  
(2) アメリカ合衆国は、1に定めるカナダ及び日本国に対する引渡をそれぞれ百八十八頭分の獣皮だけ増加すること。

るためには適當な措置を執ることに同意す  
る。  
**第十一一条**  
当事国は、第五条2-e)の規定に従  
つて委員会が行う勧告を審議し、及  
び北太平洋のおつとせい駒群の最大  
の持続的生産性を達成するためによ  
ましい協定について決定するため、  
この条約の第六年度の初期及び、第  
十三条4)の規定に基いてこの条約の  
効力が延長されたときは、その後の  
年に会合することに同意する。前記  
のその後の年は、第六年度の初期の  
会合において当事国が定めるものと  
する。

1 この条約は、批准されるものとし、その批准書は、できる限りすみやかにアメリカ合衆国政府に寄託されるものとする。

2 アメリカ合衆国政府は、寄託された批准書につき他の署名政府に通告を行うものとする。

3 この条約は、四番目の批准書の寄託の日に効力を生ずるものとする。こうして効力を生じたときは、第九条<sup>1</sup>及び<sup>2</sup>の規定は、千九百五十六年六月一日から効力を生じていたものとみなす。ただし、当事国が、その国内法に基き、自國の管轄権の下にあるすべての者及び船舶によるおつとせいの海上捕獲の禁止及びその実効的防止を署名の日から継続して行っていたことを条件とする。

4 この条約は、六年間有効とし、その後は、新たな又は改正されたおつとせい条約が当事国間で効力を生ずる時又は前記の六年の期間後一年が経過する時のいずれか早い時まで引き続き効力を有するものとする。ただし、第十一条に定める第六年度の初期の会合において当事国が行う決定によりこの条約の効力をさらに一定期間だけ延長することができる。

5 この条約の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、この条約の各署名政府にその認証謄本を送付することとする。

以上の誓詞として、各自の政府から正當に委任を受けた下名は、この条約に署名した。

千九百五十七年二月九日にワシントンで、ひとしく正文である英語、日本語及びロシア語により本書を作成した。

色乳幼獣の二十五パーセント及び

ローベン島のおつとせいの黒色乳

幼獣の二十五パーセントに標識を

附するものとする。

3 おつとせいの海上獵獲が第四条

の規定に基き一年以上の年数の

間停止された場合には、停止の年数

に相応する年数の間前記の率で引

き続きおつとせいの黒色乳幼獣に

標識を附するものとする。

4 アメリカ合衆国は、毎年千二百

五十頭から千七百五十頭までの間

の頭数のおつとせいを調査目的の

ため東太平洋の海上で捕獲するも

のとする。

5 カナダは、毎年五百頭から七百

五十頭までの間の頭数のおつとせ

いを調査目的のため東太平洋の海

上に捕獲するものとする。

6 日本国は、西太平洋の海上で次

の頭数のおつとせいを捕獲するも

のとする。

(a) 海上調査が行われる毎年及び

二年目の各年において七百五

十頭から千三百五十頭までの間

停止された場合には、停止の年数

に相応する年数の間前記の率で引

き続きおつとせいの黒色乳幼獣に

標識を附するものとする。

7 ソヴィエト社会主義共和国連邦

は、西太平洋の海上で次の頭数の

おつとせいを捕獲するものとす

る。

の頭数

二 その業務区域が同一の市町村内にあること。  
 三 その業務及び当該有線放送の業務を営利を目的として行うものでないこと。

四 その業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

五 その業務の用に供する設備にもつばら通話の用に供するための線路がないこと。

六 その業務を行なうことが公益上必要であり、かつ、適切であること。

## (許可の有効期間)

2 前項の期間は、その満了の際、第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して五年とする。

3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。ただし、再延長を妨げない。

## (業務区域)

第六条 有線放送電話業者は、その業務区域外の場所にその業務の用に供する設備を設置し、これにより有線放送電話役務を提供してはならない。

2 前項の規定により有線放送電話

第九条 有線放送電話業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、有線放送電話業者の地位を承継する。

## (許可の取消)

第十条 郵政大臣は、有線放送電話

2 有線放送電話業者は、その業務区域を拡張しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならぬ。

3 第四条の規定は、前項の許可に準用する。

2 有線放送電話業者は、有線放送電話役務の料金その他の提供条件及び当該有線放送電話の業務の利用条件について契約約款を定め、その実施前に郵政大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

（線路）  
第八条 有線放送電話業者は、もつばら通話の用に供するための線路を設置してはならない。

2 前項の期間は、その満了の際、第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して五年とする。

## (地位の承継)

第九条 有線放送電話業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、有線放送電話業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有線放送電話

第十条 郵政大臣は、有線放送電話

## (契約約款の届出)

第七条 有線放送電話業者は、有線放送電話役務の料金その他の提供条件及び当該有線放送電話の業務の利用条件について契約約款を定め、その実施前に郵政大臣に届け出なければならない。

2 郵政大臣は、第六条第二項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその業務を開始せず、又は六月以上引き続きその業務を休止したときは、第三条の許可を取り消すことができる。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機會を与えてなければならない。

1 第七条又は第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をせず、又は虚偽の報告をした者若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する、各本条の罰金刑を科する。

## 附則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 有線電気通信法の一部を次のよう改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 二二以上の業務区域について有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第一号)第十二条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線放送電話業者からその業務に関する報告を求めることができる。

第十四条 第八条の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 有線放送電話業者(有線放送電話の業務)の用に供する設備と他の業務区域内の有線放送電話業務の用に供する設備とを相互に接続させてはならない。

1 第七条又は第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をせず、又は虚偽の報告をした者若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

1 第七条又は第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をせず、又は虚偽の報告をした者若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する、各本条の罰金刑を科する。

2 有線電気通信法の一部を次のよう改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 二二以上の業務区域について有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第一号)第十二条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線放送電話業者からその業務に関する報告を求めることができる。

第十四条 第八条の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 有線放送電話業者(有線放送電話の業務)の用に供する設備と他の業務区域内の有線放送電話業務の用に供する設備とを相互に接続させてはならない。







一 不公正な取引方法を用いるとき又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようとするとき。

二 第六十五条第四項の規定による公示があつた後四十日を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第十四条第一項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。）

三 第六十五条第三項の規定による請求が団体協約又は調整規程の定の一擧について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その団体協約又は調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

四 第六十五条第三項の規定による請求が団体協約又は調整規程の定の一擧について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その団体協約又は調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

五 代理人は、代理権を証する書面により不當に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

**第三節 組合員**

**（組合員の資格の制限）**

第十九条 海運組合は、組合員の資格について、地区、航路、貨物又は運輸省令で定める業種以外の制限をしてはならない。

**（加入の自由）**

第二十条 組合員たる資格を有する者が海運組合に加入しようとするときは、海運組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

**（議決権及び選挙権）**

第二十一条 組合員は、それぞれ一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めることにより、第四十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行ふ者は、出席者とみなす。

**（使用料及び手数料）**

第二十二条 海運組合は、定款で定めることにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

**（過怠金）**

第二十三条 海運組合は、定款で定めることにより、組合員に対しても過怠金を課すことができる。

**（発起人）**

第二十四条 海運組合は、定款で定めることにより、組合員に対しても過怠金を課すことができる。

**第四節 設立**

第二十五条 組合員は、次の理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号に掲げる組合

員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、海運組合は、その総会の会日の二十日前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えないければならない。

**（設立の認可）**

第二十六条 海運組合を設立するには、その組合員になろうとする十人以上の者が、発起人になることを要する。ただし、運輸大臣が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

**（創立総会）**

第二十七条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

**（創立総会）**

二 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

三 構成がその事業を行ふのに適正なものであること。

**（設立の認可）**

第二十八条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款その他運輸省令で定める書類を運輸大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

**（設立の認可）**

2 運輸大臣は、前項の申請があつた場合において、設立しようとする海運組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第五条各号の要件を備えていること。

二 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

三 構成がその事業を行ふのに適正なものであること。



## (役員の改選)

第四十条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その職を失う。

## 2 前項の規定による改選の請求

は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、職務の遂行に關し不

正の行為をし、又は法令若しくは定款に違反したことを理由として改選を請求するときは、この限りでない。

## 3 第一項の規定による改選の請求

は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

## 4 第一項の規定による改選の請求

があるときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会

請求に係る役員に前項の書面の写

を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

5 前項の場合については、第四十一条の規定により、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

## (商法等の準用)

第四十一条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項、

第二百五十九条第一項、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで及び第二百八十四条の規定を、並びに商法第二百五十四条ノ二、

第二百六十二条から第二百六十二条まで、第二百六十五条及び第二百七十二条の規定を、監事について、同様にしなければならない。

百七十二条の規定を、監事については、商法第二百七十四条及び第二百七十八条の規定を、理事に付し、同様にしなければならない。

五百九条から第二百五十九条ノ三まで及び第二百六十六条ノ三の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十二条第三項中「第二百五十九条」とあるのは「第二百五十九条」、同法第二百六十二条第一項と、同法第二百六十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「小型船海運組合法第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(通常総会の招集)  
第四十二条 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第四十三条 理事は、定款で定める

## (ところにより、必要に応じ何時でも臨時総会を招集することができる)。

も、臨時総会を招集することができるのは、その場所)にあればよい。

## 2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たるものとみなす。

理事会については、民法(明治二十一年法律第八十九号)第五十五条の規定によれば、その職を失う。

上に同意を得たときは、理事会は、臨時総会をその請求のあつた日から三十日以内に招集すべきこととを決しなければならない。

## (組合員による総会招集)

第四十四条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が運輸大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときは、同様である。

## (総会招集の手続)

第四十五条 総会の招集は、会日の二十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つて通知しなければならない。

## 3 第二十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

## (総会の議事)

第四十六条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 2 議長は、総会において選任する。

## (通知又は催告)

第四十七条 総会については、商法第二百四十七条第一項中「三百四十三条」とあるのは「小型船海運組合法第四十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「小型船海運組合法第四十九条」と読み替えるものとする。

## 3 議長は、総会の議決に加わる権利を有しない。

## (場所を海運組合に通知したときは、その場所)にあればよい。

は、その場所)にあればよい。

## 2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

この法律で別に定めるもののほか、次の事項を決議するものとみなす。

## (総会の議決事項)

第四十七条 この法律で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

## 1 定款の変更

## 2 海運組合の解散又は合併

## 3 組合員の除名

## (商法の準用)

第五十条 総会については、商法第二百三十二条、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで及び第二百六十六条ノ三の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十二条第三項中「第二百五十九条」とあるのは「第二百五十九条」、同法第二百六十二条第一項と、同法第二百六十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「小型船海運組合法第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

## 2 定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

## 3 第二十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

## (総会の議事)

第四十八条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 2 議長は、総会において選任する。

## (通知又は催告)

第四十九条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 2 議長は、総会において選任する。

## (通知又は催告)

第五十条 総会については、商法第二百三十二条、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項、第二百五十九条ノ三まで及び第二百六十六条ノ三の規定を準用する。この場合には、商法第二百四十七条第一項中「三百四十三条」とあるのは「小型船海運組合法第四十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「小型船海運組合法第四十九条」と読み替えるものとする。

## (場所を海運組合に通知したときは、その場所)にあればよい。

は、その場所)にあればよい。

## 2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

この法律で別に定めるもののほか、次の事項を決議するには、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

## 1 定款の変更

## 2 海運組合の解散又は合併

## 3 組合員の除名

## (商法の準用)

第五十一条 総会については、商法第二百三十二条、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項、第二百五十九条ノ三まで及び第二百六十六条ノ三の規定を準用する。この場合には、商法第二百四十七条第一項中「三百四十三条」とあるのは「小型船海運組合法第四十五条」と読み替えるものとする。

## 2 議長は、総会の議決に加わる権利を有しない。

## 3 議長は、総会において選任する。

## (通知又は催告)

第五十二条 総会においては、第四十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することがで



は、当該調整規程の内容を参考して、運輸省令をもつて、小型船海運業を営む者のすべてに対し、その事業活動に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

2

第八条第一項第五号の事業に係る調整規程が実施されている場合において、当該海運組合の組合員

(当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員を含む。以下本項中同じ。)たる資格を有する者の大部分が同一内容の調整規

程の適用を受けることとなり、かく、当該の海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参照して、運輸省令をもつて、当該海運組合の組合員たる資格を有する者

第六十条 運輸大臣は、小型船海運業を営む者であつて当該調整規程の適用を受けないものの事業活動

が、当該調整規程が目的としている小型船海運業の安定を阻害しておらず、かつ、当該の海運組合又は連合会の自主的活動をもつとしており、かく、当該の海運組合又はこれを除去できない場合において

は、当該調整規程の内容を参考して、運輸省令をもつて、小型船海運業を営む者のすべてに対し、その事業活動に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

て、これを放置しては、国民经济の発展に著しい支障があると認めるとときでなければ、前条の命令をしてもはならない。

(命令実施の補助等)

第六十一条 運輸大臣は、第五十九

条の命令をした場合において、当該命令の実施につき、運輸省令で定めるところにより、当該命令に係る海運組合又は連合会若しくはその連合会を直接若しくは間接に構成する海運組合をして必要な補助をさせることができる。

2 前項の業務を行なう海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(役員又は職員の解任)

第六十二条 運輸大臣は、前条第一項の業務を行なう海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者がその業務を不正に処理し、又は役員若しくは職員に従事する者がその業務を不正に処理し、又は役員若しくは職員たるに適しない非行をしたと認めるとときは、これを解任することができる。

第六十三条 運輸大臣は、二以上の海運組合又は連合会の調整規程を実施するためには必要があると認めるときは、当該の海運組合又は連合会に対し、新たに連合会を組織し、又は合併すべきことを命ずることが可能である。

(不服の申出等)

業務の執行が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認める者は、その理由を記載した文書により、その旨を運輸大臣に申し出ることができる。

2 運輸大臣は、前項の申出があつたときは、必要な措置をとらなければならぬ。

(解散命令等)

第六十四条 運輸大臣は、海運組合又は連合会が次の各号の一に該當すると認めるときは、その海運組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一 第五条各号又は第二十八条第一項第三号(これらの規定を第一五八条において準用する場合を含む。)の届出があつたときは、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3 公正取引委員会は、第十条第一項又は第十二条第一項(これらの規定を第五十九条において準用する場合を含む。)の認可を受けた団体協約又は調整規程の内容が第二条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、運輸大臣に対し、第十四条第一項(第十条第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の処分をすべき旨を請求することができる。

(職權の委任)

第六十五条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定する職權の一部を海運局長に委任することができる。

(海上運送法の適用除外)

第六十六条 運輸大臣は、第五十九

条の命令をしようとするときは、運輸審議会にはからなければならぬ。

2 運輸審議会にはからなければならぬ。

(報告及び検査)

第六十七条 運輸大臣は、この法律の目的を達成するためには必要な限度において、小型船海運業を営む者はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類若しくは設備に関する検査をさせ、若しくは質問をさせることができ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 公正取引委員会は、第十条第一項又は第十二条第一項(これらの規定を第五十九条において準用する場合を含む。)の認可を受けた団体協約又は調整規程の内容が第二条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、運輸大臣に対し、第十四条第一項(第十条第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第六十五条 運輸大臣は、第十条第一項若しくは第十二条第一項(二

条(第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。)又は第十四

条(第六十五条(第十一条第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の処分を除く。)の

(運輸審議会への諮問)

第六十六条 運輸大臣は、第五十九

条の命令をしようとするときは、

運輸審議会にはからなければならぬ。

(報告及び検査)

第六十七条 運輸大臣は、この法律

の目的を達成するためには必要な限

度において、小型船海運業を営む

者はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状

況、帳簿書類若しくは設備に関する

検査をさせ、若しくは質問をさせ

ることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書

を携帯し、関係人の請求があつた

ときは、これを提示しなければな

らない。

3 公正取引委員会は、第十条第一

項又は第十二条第一項(これらの規

定を第五十九条において準用する場合を含む。)の認可を受けた団

体協約又は調整規程の内容が第

二条第二項各号の一に該当するに

至つたと認めるときは、運輸大臣

に対し、第十四条第一項(第十

条第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

5 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

6 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

7 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

8 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

9 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

10 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

11 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

12 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

13 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

14 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

15 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

16 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

17 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

18 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

19 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

20 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

21 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

22 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

23 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

24 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

25 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

26 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

27 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

28 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

29 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

30 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

31 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

32 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

33 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

34 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

35 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

36 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

37 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

38 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

39 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

40 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

41 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

42 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

43 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

44 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

45 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

46 公正取引委員会は、前項の規定

による請求をしたときは、運輸

く、その旨を官報に公示しなければ

ならない。





ついては、政府においても種々の面からその勧奨に努力したい。木船業界においては、船主がおおむね一ぱい船主であるため、集荷機能が劣弱である。輸送貨物のはとんど大部分が回漕業者の手を経ている事情があるので、回漕業者を本法案による組合に加入せしめなければ、かえって業界の混乱を招き、また調整規程の実施も実効をおさめることが困難と思われる所以、組合加入を認めたが、本法案においても回漕業者の不当な支配を排除するよう、組合員の議決権、代理権の行使、除名等について規定してある。また調査規程も、回漕業者の利益偏重にならないよう十分検討して、その適正をはかるほか、組織を通じて、みずからの利益を守らんとする船主の自覚を強めるようにする等、行政指導よろしきを得たいとの趣旨の答弁がありました。その他の点につきましては会議録に譲ることをお許し願います。

討論に入りましたところ、松浦委員より、「本法案の実施により小型船業界の安定をはかり、ひいては従業員の生活の安定をもたらすよう、適切なる行政指導の行わることを要望して賛成」の旨、意見の開陳があり、また、高良委員より、「木船による海上運送

業は、荷主の圧迫を受けやすい弱い事業なので、本法案は適切なものであるが、その運営に当っては、小資本の業者が圧力を受けることのないよう留意されたい」という趣旨の賛成意見が述べられ、また、大倉委員よりは、「本法案について衆議院運輸委員会において付された決議はきわめて適切なものであるから、政府においては十分尊重されたい」として賛成意見が述べられたのであります。

次に、採決に入りましたところ、本法律案は、衆議院送付案通り可決すべきものと多数をもって決定されたのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) [審査報告書は都合により追録に掲載]

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

追加して、東北開発促進法案(内閣提出、衆議院送付)

法律案(衆議院提出)

第一條 この法律は、東北地方における資源の総合的開発を促進するため必要な基本的事項を定めるものとする。

二 東北開発株式会社の事業の基準となるべき事項

三 前各号に掲げるもののほか、東北地方の開発の促進に関するものとし、当該委員は、再任されることを妨げない。当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二条 この法律において「東北地方」とは、青森県、岩手県、宮城

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長中山福藏君。

〔審査報告書は都合により追録に付された決議はきわめて適切なものであるから、政府においては十分尊重されたいとして賛成意見が述べられたのであります。〕

以上、御報告申し上げます。建

設委員長中山福藏君。

〔審査報告書は都合により追録に付された決議はきわめて適切なものであるから、政府においては十分尊重されたいとして賛成意見が述べられたのであります。〕

以上、御報告申し上げます。〔拍手〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

追加して、東北開発促進法案(内閣提出、衆議院送付)

法律案(衆議院提出)

第一條 この法律は、東北地方における資源の総合的開発を促進するため必要な基本的事項を定めるものとする。

二 東北開発株式会社の事業の基準となるべき事項

三 前各号に掲げるもののほか、東北地方の開発の促進に関するものとし、当該委員は、再任されることを妨げない。当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。

第三条 内閣総理大臣は、東北開発審議会の審議を経て、東北開発促進計画(以下「開発促進計画」といふ)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、東北地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 國際地方公共団体は、開発促進計画に關し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 来議院議員のうちから衆議院議員が指名する者

二 参議院議員のうちから参議院議員が指名する者

三 國際行政機関の職員

四 國際県の知事

五 國際市長を代表する者

六 國際町村長を代表する者

七 一人

八 一人

九 一人

十 一人

十一 一人

十二 一人

十三 一人

十四 一人

十五 一人

2 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、開

し出しがができる。

3 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、開

し出しができる。

4 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、開

し出しができる。

5 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、開

し出しができる。

6 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、開

し出しができる。

7 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、開

し出しができる。

8 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、開

し出しができる。

9 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、開

し出しができる。

10 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、開

し出しができる。

11 審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、開

し出しができる。

七〇六

4 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

5 会長は、会務を總理し、及び審議会を代表する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

7 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)

第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、関係行政機関の職員に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(開発促進計画に基く事業の実施)

第九条 開発促進計画に基く事業は、この法律に定めるもののか、当該事業に関する法律(これ

に基づく命令を含む。)の規定に従い、國、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基く事業の調整)

第十条 國係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を經濟企画庁長官に提出しなければならない。

2 經濟企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

3 經濟企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基く事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るために必要な調整を行ふものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一條 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、國の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法の特例)

に従い、國、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第一百九十五号)に基く財政再建団体である県

(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基く事業で当該財政再建団体に係るものと実施する

場合

に従う。

負担割合を定めるものとする。

第十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第一百九十五号)に基く財政再建団体である県

十一条及びこれに基く政令、第二十二条並びに第二十一条第一項及び

第二項並びに前二項の規定は、開

発促進計画に基く事業を実施する

県で財政再建団体以外のものが同

法第二十二条第二項の規定により

財政の再建を行ふ場合において

は、当該県について準用する。

附 則

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行

し、第十二条第二項(同条第三項

において準用する場合を含む。)の

規定は、昭和三十二年度分の予算

に係る國の負担金又は補助金から

が國土総合開発審議会の意見を

聞いて行うものとする。

2 東北開発促進計画と総合開發

計画との調整は、内閣総理大臣

が国土総合開発審議会の意見を

聞いて行うものとする。

3 國土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十四条に次の一項を加える。

4 經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の二号

を加える。

十五の二 東北地方の開発の促進に関する基本的な政策及び

計画を企画立案すること。

第四条第十九号中「前四号」を

「前五号」に改める。

第四条第二十号トの次に次のよ

うに加える。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

6 第十五条第一項の表中国土総合開発促進特別措置法(昭和三十年法律第二百五号)に基く財政再建団体である県

十一条及びこれに基く政令、第二

十二条並びに第二十一条第一項及び

第二項並びに前二項の規定は、開

発促進計画に基く事業を実施する

県で財政再建団体以外のものが同

法第二十二条第二項の規定により

財政の再建を行ふ場合において

は、当該県について準用する。

附 則

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行

し、第十二条第二項(同条第三項

において準用する場合を含む。)の

規定は、昭和三十二年度分の予算

に係る國の負担金又は補助金から

が國土総合開発審議会の意見を

聞いて行うものとする。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

3 國土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のよ

うに改正する。

4 經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改正する。

第五条第十五号の次に次の二号

を加える。

十五の二 東北地方の開発の促進に関する基本的な政策及び

計画を企画立案すること。

第五条第十九号中「前四号」を

「前五号」に改める。

第五条第二十号トの次に次のよ

うに加える。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

6 第十五条第一項の表中国土総合開発促進特別措置法(昭和三十年法律第二百五号)に基く財政再建団体である県

十一条及びこれに基く政令、第二

十二条並びに第二十一条第一項及び

第二項並びに前二項の規定は、開

発促進計画に基く事業を実施する

県で財政再建団体以外のものが同

法第二十二条第二項の規定により

財政の再建を行ふ場合において

は、当該県について準用する。

附 則

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行

し、第十二条第二項(同条第三項

において準用する場合を含む。)の

規定は、昭和三十二年度分の予算

に係る國の負担金又は補助金から

が國土総合開発審議会の意見を

聞いて行うものとする。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

3 國土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のよ

うに改正する。

4 經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改正する。

第五条第十五号の次に次の二号

を加える。

十五の二 東北地方の開発の促進に関する基本的な政策及び

計画を企画立案すること。

第五条第十九号中「前四号」を

「前五号」に改める。

第五条第二十号トの次に次のよ

うに加える。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

6 第十五条第一項の表中国土総合開発促進特別措置法(昭和三十年法律第二百五号)に基く財政再建団体である県

十一条及びこれに基く政令、第二

十二条並びに第二十一条第一項及び

第二項並びに前二項の規定は、開

発促進計画に基く事業を実施する

県で財政再建団体以外のものが同

法第二十二条第二項の規定により

財政の再建を行ふ場合において

は、当該県について準用する。

附 則

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行

し、第十二条第二項(同条第三項

において準用する場合を含む。)の

規定は、昭和三十二年度分の予算

に係る國の負担金又は補助金から

が國土総合開発審議会の意見を

聞いて行うものとする。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

3 國土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のよ

うに改正する。

4 經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改正する。

第五条第十五号の次に次の二号

を加える。

十五の二 東北地方の開発の促進に関する基本的な政策及び

計画を企画立案すること。

第五条第十九号中「前四号」を

「前五号」に改める。

第五条第二十号トの次に次のよ

うに加える。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

6 第十五条第一項の表中国土総合開発促進特別措置法(昭和三十年法律第二百五号)に基く財政再建団体である県

十一条及びこれに基く政令、第二

十二条並びに第二十一条第一項及び

第二項並びに前二項の規定は、開

発促進計画に基く事業を実施する

県で財政再建団体以外のものが同

法第二十二条第二項の規定により

財政の再建を行ふ場合において

は、当該県について準用する。

附 則

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行

し、第十二条第二項(同条第三項

において準用する場合を含む。)の

規定は、昭和三十二年度分の予算

に係る國の負担金又は補助金から

が國土総合開発審議会の意見を

聞いて行うものとする。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

3 國土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のよ

うに改正する。

4 經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改正する。

第五条第十五号の次に次の二号

を加える。

十五の二 東北地方の開発の促進に関する基本的な政策及び

計画を企画立案すること。

第五条第十九号中「前四号」を

「前五号」に改める。

第五条第二十号トの次に次のよ

うに加える。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

6 第十五条第一項の表中国土総合開発促進特別措置法(昭和三十年法律第二百五号)に基く財政再建団体である県

十一条及びこれに基く政令、第二

十二条並びに第二十一条第一項及び

第二項並びに前二項の規定は、開

発促進計画に基く事業を実施する

県で財政再建団体以外のものが同

法第二十二条第二項の規定により

財政の再建を行ふ場合において

は、当該県について準用する。

附 則

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行

し、第十二条第二項(同条第三項

において準用する場合を含む。)の

規定は、昭和三十二年度分の予算

に係る國の負担金又は補助金から

が國土総合開発審議会の意見を

聞いて行うものとする。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

3 國土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のよ

うに改正する。

4 經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改正する。

第五条第十五号の次に次の二号

を加える。

十五の二 東北地方の開発の促進に関する基本的な政策及び

計画を企画立案すること。

第五条第十九号中「前四号」を

「前五号」に改める。

第五条第二十号トの次に次のよ

うに加える。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

6 第十五条第一項の表中国土総合開発促進特別措置法(昭和三十年法律第二百五号)に基く財政再建団体である県

十一条及びこれに基く政令、第二

十二条並びに第二十一条第一項及び

</



2 試験は、宅地建物取引業に関する事務所に受けようとする者は、条例の定めるところにより、五百円以下の受験手数料を都道府県に納めなければならない。

第十二条の見出し中「無登録事業」を「無登録事業等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五条第一項の規定による登録を受けない者は、宅地建物取引業を営む旨の標示をし、又は宅地建物取引業を営む目的をもつて、廣告をしてはならない。

第二章の次に次の二章を加える。

**第二章の二 営業保証金**

(営業保証金の額及び供託)

第十二条の二 宅地建物取引業を営む者は、営業保証金を主たる事務所によりの供託しなければならない。

2 前項の営業保証金の額は、主たる事務所につき十万円、その他の事務所につき事務所ごとに五万円の割合による金額の合計額とする。但し、その額は、三十万円をこえないものとする。

(事務所新設の場合の営業保証金)

第十二条の三 宅地建物取引業者

2 試験は、宅地建物取引業に関する事務所に受けようとする者は、条例の定めるところにより、五百円以下の受験手数料を都道府県に納めなければならない。

第十二条の見出し中「無登録事業」を「無登録事業等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五条第一項の規定による登録を受けない者は、宅地建物取引業を営む旨の標示をし、又は宅地建物取引業を営む目的をもつて、廣告をしてはならない。

第二章の次に次の二章を加える。

**第二章の二 営業保証金**

(営業保証金の額及び供託)

第十二条の四 宅地建物取引業者と宅地建物取引業に取引をした者は、その取引により生じた債権に關し、宅地建物取引業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・建設省令で定める。

(営業保証金の不足額の供託)

第十二条の五 宅地建物取引業者の割合による金額の合計額とする。但し、その額は、三十万円をこえないものとする。

2 前条第一項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(営業保証金の還付)

第十二条の六 宅地建物取引業者は、その主たる事務所を移転したときは、法務省令・建設省令の定めるところにより、遅滞なく、費用を予納して、営業保証金を供託している供託所に対し、移転後の主たる事務所のもよりの供託所への営業保証金の保管換を請求しなければならない。

(営業保証金の取りもどし)

第十二条の七 第十条第一項の規定による登録のまつ消(第八条の二第二項の規定により適用される第五条第二項の規定による通知があつた場合における登録のまつ消を除く)又は第二十条第四項の規定による登録のまつ消があつたときは、宅地建物取引業者であつたときは、法務省令・建設省令で定めたときには、宅地建物取引業者

は、第五条第一項の規定による登録を受けた後新たに事務所を設置したときは、当該事務所につき前条第二項に規定する割合の金額の営業保証金を供託しなければならない。但し、その者が供託する営業保証金の総額が三十万円をこえることとなるときは、その超過分については、この限りでない。

2 前条第一項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(営業保証金の保管換)

第十二条の八 宅地建物取引業者は、当該営業保証金につき第十二条の四第一項の権利を有する者に對し、六箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。但し、営業保証金を取りもどすことができる事由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

2 前項の営業保証金の取りもどしの事項は、法務省令・建設省令で定める。

(営業保証金の不足額の供託)

第十二条の九 宅地建物取引業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなつたときは、法務省令・建設省令で定めたときには、当該宅地建物

は、第五条第一項の規定による登録を受けた後新たに事務所を設置したときは、当該事務所につき前条第二項に規定する割合の金額の営業保証金を供託しなければならない。但し、その者が供託する営業保証金の総額が三十万円をこえることとなるときは、その超過分については、この限りでない。

2 宅地建物取引業者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、建設省令の定めるところにより、二週間以内にその旨を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(営業保証金の保管換)

第十二条の十 宅地建物取引業者は、当該営業保証金につき第十二条の四第一項の権利を有する者に對し、六箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。但し、営業保証金を取りもどすことができる事由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

2 前項の営業保証金の取りもどしの事項は、法務省令・建設省令で定める。

(営業保証金の不足額の供託)

第十二条の十一 宅地建物取引業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなつたときは、法務省令・建設省令で定めたときには、当該宅地建物

取引業者であつた者が供託した営業保証金を取りもどすことができない。宅地建物取引業者が一部の事務所を廃止した場合において、営業保証金の額が第十二条の二第二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する額をこえることとなるときは、その超過額についてもまた同様とする。

2 宅地建物取引員会は、全国を単位として、宅地建物取引員会を会員とする宅地建物取引員会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 宅地建物取引員会は、全國を単位として、宅地建物取引員会を会員とする宅地建物取引員会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

3 宅地建物取引員会及び宅地建物取引員会連合会は、宅地建物取引員の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて宅地又は建物の取引に係る業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行ふことを目的とする。

3 前項の公告その他営業保証金の取りもどしに關し必要な事項は、法務省令・建設省令で定める。

第二十条第二項第三号中「第十四条」を「第十一條の二第三項、第十二条の五第一項、第十四条」に改め、「第二十二条第一項」に改め、「並びに信託会社及び信託業務を兼営する銀行」を削る。

第二十四条第二号中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第二十六条第一項を「第十八条第三項、第十二条の二第三項、第十二条第一項」に改める。

十二条第二項、第十四条に改め  
る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に個人で  
ある宅地建物取引業者（宅地建物  
取引業法第八条第一項に規定する  
宅地建物取引業者をいう。以下同  
じ。）又は宅地建物取引業者である  
法人（この法律の施行の際現に宅  
地建物取引業者を營んでいる信託会  
社及び信託業務を兼営する銀行を  
含む。）の役員（業務を執行する社  
員、取締役又はこれらに準ずる者  
をいう。以下同じ。）であつて、この  
法律の施行の日から二年をこえな  
い範囲内において政令で定める日  
(以下「指定日」という。)までにお  
いて、引き続く四年をこえる期間  
宅地建物取引業者又は宅地建物取  
引業者である法人（宅地建物取引  
業を營む信託会社及び信託業務を  
兼営する銀行を含む。）の役員であ  
るより都道府県知事が行う選考  
により、宅地建物取引業に関し必  
しにより、宅地建物取引業に関し必  
要な知識を有すると認められた者  
は、改正後の宅地建物取引業法の  
適用については、同法第十二条の  
二第二項に規定する宅地建物取引  
員とみなす。

3 第十二条の二第三項の改正規定  
は、前項の選考について準用す  
る。

4 第十二条の二の改正規定は、指  
定日までは適用しない。

5 指定日の翌日において現に設置  
されている宅地建物取引業者の事  
務所に關しては、改正後の宅地建  
物取引業法第十二条の二の規定及  
び同法第八条中同法第四条第一項  
第五号に係る部分の規定の適用に  
ついては、同日新たに設置された  
ものとみなす。

6 第二章の二の改正規定は、この  
法律の施行の際現に宅地建物取引  
業者であるもの（この法律の施行  
の際現に宅地建物取引業者であつ  
て、この法律の施行の日以後にお  
いて宅地建物取引業法第三条第三  
項の更新の登録を受けた者を含  
む。）に對しては、昭和三十四年七  
月三十日までは適用しない。

7 前項に規定する者は、昭和三十  
一年八月三十一日までに、第十二  
条の二の改正規定により營業保証  
金の供託をし、当該供託をした旨  
を供託物受入の記載ある供託書の  
写を添附して、主たる事務所の所  
在地を管轄する都道府県知事に届  
け出なければならない。

8 前項の規定に違反した者は、改  
正後の宅地建物取引業法第十二条  
の五第一項の規定に違反したもの  
とみなし、同法の規定を適用す  
る。

9 この法律の施行の際現に宅地建  
物取引業を營んでいる信託会社及  
び信託業務を兼営する銀行は、改  
正後の宅地建物取引業法第五条第  
一項の規定による登録を受けない  
でも、この法律の施行の日から起  
算して二箇月間を限り、宅地建物  
取引業者とみなす。その者がその  
期間内に同法第四条の規定により  
登録を申請した場合において、そ  
の期間を経過したときは、その申  
請に対する処分のある日まで、ま  
た同様とする。

10 附則第六項から第八項までの規  
定は、この法律の施行の際現に宅  
地建物取引業を營んでいる信託会  
社又は信託業務を兼営する銀行で  
あって、前項の期間内に改正後の  
こととし、右の審議会の設置、所掌事

宅地建物取引業法第四条の規定に  
より登録を申請し、かつ、同法第  
五条第一項の規定による登録を受  
けたものについて準用する。

11 地方自治法（昭和二十三年法律  
第六十七号）の一部を次のよう  
に改正する。

○中山福蔵君 ただいま議題となりま  
した東北開発促進法案及び宅地建物取  
引業法の一部を改正する法律案につい  
て、建設委員会における審議の経過並  
びに結果について御報告申し上げま  
す。

まず、東北開発促進法案について申  
し上げます。本法案は、東北地方にお  
ける資源の総合的開発を促進し、もつ  
て国民経済の發展に寄与せんとするも  
のであります。

その内容のおもなる点は、第一に、  
内閣総理大臣は、東北開発審議会の審  
議を経て東北開発促進計画を作成する

特例を設けております。すなわち、財  
政再建団体及び財政再建法準用団体が  
開発促進計画に基く事業を実施するた  
め、財政再建計画に変更を加えようと  
する場合、自治府長官は、これらの事  
業の実施が確保されるよう配慮すべき  
ものとし、また重要な事業に要する經  
費の国負担割合については、九割を限  
度として、通常の負担割合の二割、引  
き上げの高率補助を行うことといたし  
ております。

次に、委員会における質疑のおもな  
る点は、国土総合開発法と本法案との  
関係、東北開発審議会の組織、國の負  
担割合が二割、引き上げとなる重要な

務、組織その他必要な事項について規  
定いたしております。第二に、開発促  
進計画に基く事業の実施は、國、地方  
公共團體その他のものが行うことと  
し、國際行政機関の長がそれぞれ毎年  
提出する事業計画及び資金計画につ  
いて、經濟企劃庁長官が調整を行うこと  
といたしております。第三に、開発促  
進計画を実施するため、政府は必要な  
資金の確保をはかり、かつ、國の財政  
の許す範囲内において、その実施の促  
進に努めなければならない旨規定する  
ほか、地方財政再建促進特別措置法に  
特例を設けております。すなわち、財  
政再建団体及び財政再建法準用団体が  
開発促進計画に基く事業を実施するた  
め、財政再建計画に変更を加えようと  
する場合、自治府長官は、これらの事  
業の実施が確保されるよう配慮すべき  
ものとし、また重要な事業に要する經  
費の国負担割合については、九割を限  
度として、通常の負担割合の二割、引  
き上げの高率補助を行うことといたし  
ております。

次に、委員会における質疑のおもな  
る点は、国土総合開発法と本法案との  
関係、東北開発審議会の組織、國の負  
担割合が二割、引き上げとなる重要な

条の二の改正規定により營業保証  
金の供託をし、當該供託をした旨  
を供託物受入の記載ある供託書の  
写を添附して、主たる事務所の所  
在地を管轄する都道府県知事に届  
け出なければならない。

12 前項に規定する者は、昭和三十  
一年八月三十一日までに、第十二  
条の二の改正規定により營業保証  
金の供託をし、當該供託をした旨  
を供託物受入の記載ある供託書の  
写を添附して、主たる事務所の所  
在地を管轄する都道府県知事に届  
け出なければならない。

13 前項に規定する者は、昭和三十  
一年八月三十一日までに、第十二  
条の二の改正規定により營業保証  
金の供託をし、當該供託をした旨  
を供託物受入の記載ある供託書の  
写を添附して、主たる事務所の所  
在地を管轄する都道府県知事に届  
け出なければならない。

14 前項に規定する者は、昭和三十  
一年八月三十一日までに、第十二  
条の二の改正規定により營業保証  
金の供託をし、當該供託をした旨  
を供託物受入の記載ある供託書の  
写を添附して、主たる事務所の所  
在地を管轄する都道府県知事に届  
け出なければならない。

15 前項に規定する者は、昭和三十  
一年八月三十一日までに、第十二  
条の二の改正規定により營業保証  
金の供託をし、當該供託をした旨  
を供託物受入の記載ある供託書の  
写を添附して、主たる事務所の所  
在地を管轄する都道府県知事に届  
け出なければならない。

問題、輸送問題等でありまして、政府からそれぞれ答弁がありました。その詳細は会議録で御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大河原委員から、「東北地方の後進性は、明治維新以来の政府の政治、行政施策の貧困に由来するものであるから、本

たところ、日本社会党を代表して大河原委員から、「東北地方の後進性は、明治維新以来の政府の政治、行政施策の貧困に由来するものであるから、本

た者を宅地建物取引員とし、業者の設置する事務所には、取引員を専任の取引主任者として一人以上置かなければならぬこととしております。ただ

年以内に政令で定める日から適用することにしております。第二に、事務所には独創的な抱負経験を有する人を選考して、本法案が画餅に帰せざるよう希望を付して賛成する旨の発言があ

ることにしております。第三に、事務所ごとに一定額の営業保証金を供託しなければならないこととし、その額は、主たる事務所について十万元、その他次いで採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

宅地建物取引業法は、宅地建物取引業を営む者の登録と事業に対する必要な規制を行い、その業務の適正な運営をはかる目的をもつて、昭和二十七年六月に制定されたものであります。同法施行後の実績にかんがみ、今回新たに宅地建物取引業を営む場合の取引員の資格並びに営業保証金の供託等の規

定を設け、業者の健全な発達と業務の運営の一そら適正化をはかるとする

ことが可能のことといたしております。その他、無登録業者に対する取締りの強化、宅地建物取引業を行なつて

いる信託会社等の同法の適用等につい

て規定しております。

委員会における質疑のおもなる点は、本法案に対する政府の見解、取引員に対する行政指導等についてであり

ますが、詳細は会議録で御承知願い

ます。

かくて質疑を終了、討論を省略しま

すが、詳説は会議録で御承知願い

ます。

年以内に政令で定める日から適用することにしております。第二に、事務所ごとに一定額の営業保証金を供託しなければならないこととし、その額は、主たる事務所について十万元、その他次いで採決の結果、全会一致をもつて採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野謙平君) 別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたし

ます。

まず、委員長の報告を求めます。大

委員会報告書(大蔵委員会第一

号)

一、議院の会議に付する要するも

の。

まず、東北開発促進法案全部を問題

に供します。本案に賛成の諸君の起立

を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松野謙平君) 過半数と認めま

す。よって本案は可決せられました。

第一一九〇号 東京都小岩町旧

晴一九〇一部隊小岩第一大隊

跡の土地家屋所有権に関する請願

第一一六八号 中小企業専門金融機関に対する財政投融資資金増額の請願

第一一〇六号 電気機械工業の

固定資産償却に関する請願

第一一六九号 福島県太田葉たばこ販売所継続に関する請願

第一一八一五号、第一一八二二号、第一一八五九号 福島県太田葉たばこ販売所継続に関する請願

第一一八二三号 福島県東和村に葉たばこ収納所設置の請願

第一一九七〇号 旧朝鮮銀行及び

旧台湾銀行の預貯金全額支払

等に関する請願

第一二二一号 寒冷地に対する税法上の特別措置に関する請

願

第一二三号 農家に対する課税減の請願

第一四六号 第三六五号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一四六号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三七号 農家に対する課税

減の請願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

〇号、第一四六号、第三六五

号、第四二二号 福島県に国

立たばこ試験場設置の請願

第一三九号 寒冷地に対する税

法上の特別措置に関する請

願

第一三九号 第一三三号、第一三

西川甚五郎君登壇、拍手

○西川基五郎君 大蔵委員会におきましては、特に小委員会を設け、慎重に審議をいたしましたが、その結果は次

の通りであります。

日程第四は、福島県下に国立たばこ試験場を設置されたいとの趣旨であ

り、日程第五は、寒冷地に対し、税法

あり、日程第六は、農家に対する課税について、今後も減税措置を講ぜられた

いとの趣旨であり、日程第七は、国民

との趣旨であり、日程第八は、ラジオ

た、テレビジョン放送設備の耐用年数

の制定に際しては、事業の特殊性を勘案せられたいとの趣旨であり、日程第

九は、薪炭手当について免税措置を講ぜられたいとの趣旨であります。政

府において検討せられたいと考えられ、日程第十は、国民金融公庫、中小金

融公庫等への融資ワークを増額し、中小企業の育成をはかられたいとの趣旨で

あり、日程第十一は、電気機械工業の固定資産償却について特別の措置を講ぜ

られたいとの趣旨であり、日程第十二

東京都小岩町元町裏小岩第一大隊

いて善処せられたいとの趣旨であり、日程第十三は、福島県太田葉たばこ販売所を廢止せず存続せられたいとの趣旨であり、日程第十四は、福島県安達郡東和村に葉たばこ収納所を新設せられたいとの趣旨であり、日程第十五は、旧朝鮮銀行及び旧台灣銀行の預金について、一部支払われたが、その全額についてすみやかに支払う等の措置を講ぜられたいとの趣旨であります。よつて以上二十件は、いずれも議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたした次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの方は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 国務大臣の演説に関する件

一、日程第二 北太平洋のおつとせの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件

一、日程第三 有線放送電話に関する法律案

一、小型船海連組合法案

一、東北開発促進法案

一、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

一、日程第四乃至第十五の請願

出席者は左の通り。

議員	議長	松野 鶴平君
森 八三一君	宮城タマヨ君	
早川 慎一君	豊田 雅孝君	
中山 輝蔵君	野田 優作君	
常岡 一郎君	田村 文吉君	
大川 光三君	竹下 豊次君	
村上 義一君	廣瀬 久忠君	
武藤 常介君	島村 軍次君	
高良 とみ君	松岡 平市君	
伊能繁次郎君		
加藤 正人君		
加賀山之雄君		

本日の会議に付した案件	、日程第一 国務大臣の演説に関する件
、日程第二 北太平洋のおつとせの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件	、日程第三 有線放送電話に関する法律案
、小型船海運組合法案	、東北開拓促進法案
、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案	、日程第四乃至第十五の請願
席者は左の通り。	、日程第五の請願
議員	議長 松野 鶴平君 副議長 寺尾 豊君
森 八三一君	宮城タマヨ君
早川 慎一君	野田 梢作君
中山 義藏君	豊田 雅孝君
常岡 一郎君	田村 文吉君
大川 光三君	竹下 豊次君
村上 義一君	廣瀬 久忠君
武藤 常介君	島村 軍次君
梶原 茂嘉君	松岡 平市君
伊能繁次郎君	加藤 正人君
高良 とみ君	加賀山之雄君
奥 むめお君	堀 末治君
近藤 鶴代君	上林 忠次君
河野 謙三君	佐藤 尚武君
井野 積哉君	藤野 繁雄君
西川甚五郎君	谷口弥三郎君
新谷寅三郎君	森田 義衡君
杉山 昌作君	石黒 忠鶴君
高瀬莊太郎君	鶴見 祐輔君
本多 市郎君	成田 一郎君
仲原 善一君	前田佳都男君
堀本 宜實君	手島 栄君
松村 秀逸君	塙見 俊二君
柴田 栄君	大沢 雄一君
大谷藤之助君	土田国太郎君
西川弥平治君	重政 康徳君
高橋 斎藤 昇君	高橋 斎藤 昇君
永野 譲君	秋山俊一郎君
三木與吉郎君	木島 虎藏君
高橋 忠恭君	秋山俊一郎君
岩沢 信夫君	安井 謙君
横川 信夫君	最上 英子君
三浦 義男君	三浦 義男君
宮田 重文君	高野 一夫君
木内 四郎君	小柳 牧衛君
青山 正一君	木内 四郎君
左藤 義證君	木内 四郎君
植竹 春彦君	木内 四郎君
石原幹市郎君	黒川 武雄君
苦米地義三君	中山 壽彦君
泉山 三六君	小林 英三君

森	元治郎君	松平	勇雄君	井村	徳二君
北村	暢君	伊能	芳雄君	上	清一君
大矢	正君	小澤久太郎君	稻浦	鹿藏君	吉江
江藤	智君	平島	敏夫君	勝保君	勝保君
津島	壽一君	勝俣	稔君	西田	信一君
青木	一男君	佐藤清一郎君	吉田	萬次君	後藤
野村	吉三郎君	繪原	亨君	吉澤	義隆君
林屋	龜次郎君	青柳	秀夫君	宮澤	喜一君
江藤	智君	高橋進太郎君	大谷	瑩潤君	横山
大矢	正君	劍木	亨弘君	佐野	廣君
北村	暢君	上原	正吉君	白井	勇君
松永	忠二君	館	哲二君	山本	米治君
藤田	藤太郎君	西鄉	吉之助君	寺本	廣作君
中野	文門君	紅露	みつ君	古池	信三君
森	中	石坂	豊一君	小幡	治和君
元治郎君	守義君	野村	吉三郎君	郡	祐一君
		吉三郎君	杉原	小林	武治君
		青木	荒太君	下條	康麿君
		一男君	木村鶴太郎君	笠森	順造君
		壽一君	吉野	田中	吉野信次君
		智君	田中	茂穂君	田中
		藤太郎君	茂穂君	正治君	正治君
		重明君	正治君		
		秀男君			
		剛君			

山本	經勝君	松浦 清一君	天田 勝正君
龜田	得治君	高田なほ子君	片岡 文重君
久保	等君	羽生 三七君	岡田 宗司君
安部	ヨミ子君	佐多 忠隆君	益君
千葉	信君	栗山 良夫君	曾祢
大倉	精一君	清澤 俊英君	山下 義信君
藤原	道子君	吉田 法晴君	内村 清次君
中田	吉雄君	松澤 兼人君	岸 信介君
河合	義一君	小笠原 三勇君	外務大臣
成瀬	幡治君	藤田 進君	内閣總理大臣
田中	一君	赤松 常子君	法務大臣
野溝	勝君	三木 治朝君	大蔵大臣
江田	三郎君	東 隆君	文部大臣
荒木	正三郎君	横川 房枝君	厚生大臣
八木	幸吉君	野坂 參三君	農林大臣
岩間	正勇君	市川 房枝君	通商產業大臣
白木	義一郎君	大竹平八郎君	運輸大臣
鈴木	壽君	北條 勲八君	郵政大臣
伊藤	顕道君	大河原一次君	労働大臣
天坊	裕彦君	大竹平八郎君	國務大臣
光村	基助君	千田 正君	國務大臣
安部	清美君	鈴木 一君	國務大臣
椿	繁大君	坂本 光村	國務大臣
中村	正雄君	湯山 勇君	國務大臣
相馬	助治君	坂本 勇君	國務大臣
小酒井	義男君	坂本 勇君	國務大臣
		内閣官房副長官	政府委員
		外務政務次官	
		運輸省海運局長	
		通信監理官電氣	
		大蔵大臣官房長	
		運輸省官房長	
		小澤久太郎君	
建設政務次官	内閣官房副長官	北澤 直吉君	内閣官房副長官
	外務政務次官	井上 清一君	外務政務次官
	運輸省海運局長	石原 周夫君	運輸省海運局長
	通信監理官電氣	栗澤 一男君	通信監理官電氣
	大蔵大臣官房長	坂本 勇君	大蔵大臣官房長
	運輸省官房長	坂本 勇君	運輸省官房長
	小澤久太郎君	坂本 勇君	小澤久太郎君
参議院会議録第三十四号中正誤			
三三五三	三四一元	六〇四元	貳段行
は上げよと	は上げよと	は上げよと	は上げよと

昭和三十二年五月十六日 参議院会議録第三十六号

明治三十五年三月三十日第三種郵便物認可

定額一部十五円  
(但一張實收二十円)

發行所

東京都新宿区市谷木青町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三二一七七七七七  
(配送料共)